

## 高等学校等育英奨学資金貸付条例(平成十六年宮城県条例第四号)

### (目的)

第一条 この条例は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する優れた生徒であつて経済的理由によつて修学に困難があるものに対し奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

### (貸付対象者)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学資金を貸し付けることができる。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

- 一 高等学校等に在学する者
- 二 親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者
- 三 学力及び資質が優れていると認められる者
- 四 経済的理由により修学に困難がある者

### (貸付金額等)

第三条 奨学資金の貸付金額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ知事が別に定める金額とする。

- 一 国立の高等学校等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により設置される高等学校等を含む。以下同じ。）又は公立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの
- 二 国立の高等学校等又は公立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの以外の者
- 三 私立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの
- 四 私立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの以外の者

2 奨学資金は、無利子とする。

### (貸付期間)

第四条 奨学資金の貸付期間は、第七条の規定による貸付けの決定通知において定められた月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとする。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

### (貸付けの申請)

第五条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

### (保証人)

第六条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、保証人一人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

### (貸付けの決定)

第七条 知事は、第五条の申請書を受理したときは、速やかに奨学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

### (貸付けの休止)

第八条 知事は、奨学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間は、奨学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

- 一 休学したとき 休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月までの期間

- 二 停学の処分を受けたとき 停学の期間の初日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から停学の期間の末日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日が属する月）までの期間
- 三 長期にわたって学習を中断したと認められるとき 学習を中断したと認められる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から学習を中断したと認められる事実がなくなった日の属する月の前月までの期間
- 四 高等学校等において同一の学年を重ねて履修するとき 当該履修期間
- 五 その他奨学資金の貸付けを受けることが適当でないと認められるとき 必要と認められる期間（貸付けの停止）

第九条 知事は、奨学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを停止するものとする。

- 一 第二条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - 二 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 三 偽りその他不正の手段により奨学資金の貸付けを受けたと認められるとき。
  - 四 奨学資金を学資以外の用途に使用したと認められるとき。
  - 五 その他奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (償還の免除)

第十条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他やむを得ない事由により奨学資金を償還することができなくなったと認めたときは、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(償還)

第十一条 奨学資金の貸付けを受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は第九条の規定により奨学資金の貸付けを停止されたときは、知事が別に定めるところにより奨学資金を償還しなければならない。

(償還の猶予)

第十二条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の償還を猶予することができる。

- 一 高等学校、高等専門学校、大学、大学院若しくは専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき、又は外国で学校に在学し、若しくは研究に従事するとき。
- 二 災害、傷病その他やむを得ない事由によって償還が困難となったとき。

(違約金)

第十三条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が償還期日までに奨学資金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、延滞金額について年十・九五パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行し、平成十七年四月一日以後に貸し付ける奨学資金について適用する。

附 則 （平成一八年一二月一九日条例第八一号抄）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二七日条例第八八号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の高等学校等育英奨学資金貸付条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。